

<実務経歴書申告書 注意事項>

下記に該当する方は、以下の申告書を提出してください。

- 建築物の発注者法人に所属し、かつ所属部署が建築士事務所登録を行っていない場合で、令和2年3月1日以降の設計・基本計画策定・工事監理等の実務を登録申請する方（実務経験期間が例示コード表のCコードに該当する方）

申告書（設計業務） 申告書（基本計画策定業務） 申告書（工事監理業務）

- 施工管理業務について、例示コード表5C-09「既存建築物において行った複数の専門工事（単独では対象外となっているもので工事範囲又は工事期間が重複している工事）における施工の技術上の管理（当該工事について建築一式工事に求められる工事間の調整等を行った場合に限る。）」に該当する業務で登録申請をされる方

既存建築物 複数専門工事の施工管理（5C-09）

※令和2年2月29日以前に行った上記の施工管理業務（実務の開始日が令和2年2月29日以前で、終了日が令和2年3月1日以降の場合を含む）については、上記の申告書を使用した申請は不可。平成20年11月28日～令和2年2月29日の期間（Bのコード期間）は、原則、建築一式工事として登録した施工管理業務を登録対象実務としており、建築一式工事ではない専門工事は対象外となりますのでご注意ください。

- 法人の研究部門に所属し、設計または施工管理の技術開発業務を行った場合

（具体的な建築物の設計や施工管理に活用・利用（含：近々に活用・利用が確定しているもの）された事が要件となります）

建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門で設計関連の新技術・新仕様の開発業務（1C-12）

建築一式工事の施工管理技術の向上・改善に資する業務（5C-11）

※平成20年11月29日～令和2年2月29日の間（Bコード期間）に行なった当該業務は免許登録の対象外です。